

支 払 基 金
令和 3 年 12 月 16 日

特定器材マスターの改定について

今般、令和 2 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 61 号「別表Ⅸ 経過措置」に基づき、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、令和 4 年 1 月 1 日であることから、令和 3 年 12 月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

また、内容については別紙をご確認ください。

記

材料価格の変更（変更区分「5」：5 コード）（別紙）

特定器材マスター登録内容の一部変更（令和4年1月1日適用）

別表 番号	区分 番号	特定器材 コード	特定器材名・規格名	金額 種別	変更 区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
02	035	733750000	尿管ステントセット（外瘻用・腎盂留置型・異物付着防止型）	1	5	金額	29,600	32,200	
02	052	721018000	腹膜透析用カテーテル（長期留置型・補強部なし）	1	5	金額	62,500	72,100	
02	062	729120000	大腿骨外側固定用内副子（スライディングラグ）	1	5	金額	38,900	44,900	
02	118	710010891	植込型除細動器用カテーテル電極（皮下植込式）	1	5	金額	602,000	665,000	
02	133	710010020	経皮的脳血管形成術用カテーテル（先端閉鎖型）	1	5	金額	97,200	102,000	